（別紙１）

令和8年度お試し移住サポート事業業務委託仕様書

１　委託業務名
令和８年度お試し移住サポート事業業務委託

２　履行期間
契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

３　委託の目的
移住への不安を解消し，本県への移住を促進するため，移住検討者の現地での情報収集など，移住のための活動を支援する。

４　委託業務内容
(1) 周知・広報
移住検討者（定義：別表１の１）に対して，本事業の周知・広報を行う。
①　チラシの作成・送付・チラシデータの提供
チラシは以下の仕様のとおり作成し，県産業人材確保・移住促進課，県内 43 市町村移住担当課，支援センター（定義：別表１の２），県東京事務所・大阪事務所・福岡事務所へ送付すること。
なお，チラシのデザイン等については，県と協議の上，決定すること。
ア　オーダーメイド型現地訪問支援に関するチラシ（１種）
・仕様：A4 サイズ，両面のカラー印刷，光沢紙（コート）90kg
・部数：3,000 部以上
・納品：紙及び PDF データ
・納品期限：令和８年５月末まで

イ　現地訪問ツアーに関するチラシ（２種）
・仕様：A4 サイズ，両面のカラー印刷，光沢紙（コート）90kg
・部数：各 500 部以上
・納品：紙及び PDF データ
・納品期限：各ツアー実施日の３か月前まで

②　本事業の周知・広報（Ｗｅｂ広告配信等）
本事業の周知・広報を効果的かつ効率的に行うため，Ｗｅｂ広告配信を行うなど，広告配信を随時行うこと。
特に現地訪問ツアーについては，募集定員を満たすよう，広報の手法を工夫すること。

(2) 移住検討者によるオーダーメイド型現地訪問（別表２の１）への支援（定員 120 名）
別表２の３で定める参加対象者（移住検討者）が個々の希望に沿った現地訪問（定義：別表１の３）を行うための行程の作成支援及び現地訪問サポーター（定義：別表１の４）の確保を行う。

① 現地訪問サポーター（以下：サポーター）の確保

県及び支援センターの本県移住・交流相談員と協議の上，サポーターを確保してリストを作成し，県へ報告すること。サポーターの追加があった都度，県へリストを提出すること。

② サポーターへの業務説明

当事業が円滑に行われるよう，確保したサポーターに対し，事業説明会を開催するなど，事業の趣旨及び業務内容を説明する。また，移住検討者への支援を適切に行うため，サポーターの資質向上及び連携体制の確保を図る。

③ サポーターと移住検討者のマッチング

移住検討者が円滑に現地訪問を行えるようサポーターとのマッチングを行う。

また，県内地域ごとにサポーターの取りまとめ役を配置するなど，遅滞なくマッチングを行うための体制を整備すること。

④ 事業実績報告

サポーターによる現地訪問支援の実施後，現地訪問支援の概要を取りまとめ，支援を実施した月の翌月 15 日までに，別に定める様式（様式１）により，実績報告書を作成し，県へ提出する。

⑤ 移住検討者に対するアンケートの実施・回収・結果分析

移住検討者のニーズを把握するため，現地訪問を行った移住検討者を対象にアンケートを実施し，属性（居住地・年代等）及び現地訪問の目的，広報の効果や訪問の満足度などについて集計・分析を行い，現地訪問のあった月の翌月 15 日までに，集計・分析結果を県へ提出する。

なお，アンケート項目については，県と協議の上，決定すること。

⑥ 移住検討者への謝金支払

現地訪問を行った移住検討者からアンケートの回答（必須回答項目が適正に記載されたもの）が提出された場合は，県が別に定める額（別表３）を支払う。

支払に係る費用は本委託費に含めるものとし，受託者において支払うこと。

⑦ サポーターへの謝金支払

サポーターによる現地訪問の実績を業務報告書等により確認の上，県が別に定める額（別表４）を支払う。

支払に係る費用は本委託費に含めるものとし，受託者において支払うこと。

⑶ 現地訪問ツアーの実施（定員:30 名〔１回約 15 名×２回〈本土１回，離島１回〉〕）

移住検討者が行う現地訪問に関して，複数市町村の訪問を支援するため，パッケージ型の現地訪問ツアー（別表２の２：以下ツアー）を実施する。参加対象者は，別表２の３で定める移住検討者とする。

① ツアーの企画・運営

先輩移住者への移住相談や交流，住宅情報セミナー，物件巡り・移住お試し住宅訪問，企

業見学や地域住民との交流など，鹿児島県での暮らしがイメージできる内容とし，移住のための情報収集につながる地域事情に沿った行程を作成する。ツアーについては２回（参加者約 15 名／回）実施し，１回につき複数市町村の情報収集ができる行程を作成するものとし，市町村間の移動手段については，借り上げバスを利用することとし，必要な手配及び経費の支払を行う。

万が一の事故に備え，参加者の保険を手配すること。

ツアー参加者の宿泊場所を手配し，参加者が円滑にツアー行程に参加することが可能となるよう，配慮すること。

ツアーの発着地は訪問地の最寄り駅・空港等とし，発着地までの交通費は参加者負担とする。

ツアー実施においては，「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」（平成 29 年７月 28 日観観産第 173 号）のとおり，参加者の身体的及び財産的安全の保護並びに旅行目的が達成されることを確保し，かつ旅行業者と連携した上で実施し，必要な事務局職員を同行させること。

なお，ツアーの実施時期・場所については，県と協議の上，決定する。

② ツアー参加者への説明

ツアー前に，参加が確定した移住検討者に対し，説明会を行うなど，ツアーの趣旨や留意事項等について十分に周知すること。

③ ツアー参加者に対するアンケートの実施・回収・結果分析

ツアーに参加した移住検討者を対象にアンケートを実施し，参加者の属性（居住地・年代等）及びツアー参加の目的，広報の効果やツアーの満足度などについて集計・分析を行い，ツアー終了後 20 日以内に，集計・分析結果を県へ提出する。

なお，アンケート項目については，県と協議の上，決定すること。

④ ツアー参加者への謝金支払

ツアーへ参加した移住検討者からアンケートの回答（必須回答項目が適正に記載されたもの）が提出された場合は，県が別に定める額（別表３）を支払う。

支払に係る費用は本委託費に含めるものとし，受託者において支払うこと。

(4) 当事業専用窓口の設置及び問合せ業務

① 当事業専用窓口の設置

移住検討者からの問合せに対応するための専用窓口を設置する。対応に際し，疑義が生じた場合は，県と協議の上，対応する。また，専用メールアドレスを取得し，以下の時間で都合がつかない方へはメールにて対応すること。

相談対応については，個人情報保護の観点からも全て個別対応とすること。なお，照会に対する回答のうち，他の移住検討者・ツアー参加者へ共有したほうが良いと思われるものについても，個別に連絡すること。

※ メールでの問合せに関しては，原則として翌営業日に返信すること。

・設置日：県と協議の上，決定すること。

・受付時間：９時 00 分から 18 時 30 分までの間で８時間程度（平日のみ）

・電話回線：１回線（１台）

② 問合せ業務

各問合せに応じた専用のヒアリングシートを作成し，データとして記録すること。

(5) 移住検討者等の情報の管理

管理台帳を作成し，移住希望者情報及びサポーター情報を管理すること。また，個人情報を含むため，台帳にはパスワードを設定すること。

管理台帳は，事業実績報告と共に実施した月の翌月 15 日までに県へ共有すること。なお，申込時に承諾を得た移住検討者については，必要に応じて市町村及び支援センターへ適宜共有すること。

また，二重振込等を防止するため，入金台帳及び振込情報書類等の読み合わせを行うこと。

(6) 市町村及び支援センターとの連絡調整・情報共有

お試し移住サポート事業の実施に当たり，本県への移住を促進するため，必要に応じて，市町村及び支援センターとの連絡調整・情報共有を行うこと。

５ 情報セキュリティ対策

(1) メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため，受託業務におけるメール送信においては，以下に示す適切な措置を実施し，後日確認できるよう記録すること。また，県が求めた場合は，実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

① 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告表示等）の利用が可能な場合は，有効化すること。

② 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあって，誤送信防止機能を利用できない場合は，通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め，書面で県に提出すること。

③ 送信前に，宛先，CC を使用していないこと，BCC 欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること。

④ 個人情報を含む添付ファイルの暗号化またはパスワード保護すること。

⑤ 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること。

(2) 郵送・ＦＡＸ送信に関するセキュリティ対策

郵送・ＦＡＸ送信における情報流出を防止するため，受託業務における郵送・ＦＡＸ送信においては，以下に示す適切な措置を実施し，後日確認できるよう記録すること。また，県が求めた場合は，実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

① 送付先の宛名，住所（ＦＡＸの場合は，ＦＡＸ番号），送付物の内容を二重確認（ダブルチェック）すること。

② また，送付物に宛名，住所が表示される場合は，窓付き封筒の宛名，住所として使用できるよう送付物のレイアウト等を工夫すること。

③ 個人情報を郵送する場合は，必要に応じ追跡可能な郵送手段を利用すること。

④ ＦＡＸを送信する場合は，ＦＡＸ送信機に登録された番号を使用し，手入力しないこと。

⑤ ＦＡＸ送信時は，テスト送信の上，送信先に到着確認をし，ＦＡＸ番号に誤りがないことを確認した後，送信すること。

⑥　上記を含む受託者における郵送・ＦＡＸ送信手順書を作成し備えること。

(3)　職員に関するセキュリティ対策

受託者は，本業務に従事する職員全員に対し，情報セキュリティ対策を含む，業務実施に必要な知識及び技能を習得させるため，事前研修及び定期的な研修を実施し，後日確認できるよう記録すること。また，県が求めた場合は，研修の内容及び記録を書面で提出すること。

なお，研修の内容には，以下を必ず含むこと。

①個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

②情報流出防止対策

６　成果報告について

(1) 作成する成果品

委託事業で実施した内容（アンケート集計・分析を含む）をまとめた報告書（紙媒体１冊，電子データ）

(2) 成果品の提出期限

令和９年３月 31 日（水）

（別紙2）

精算書

項目	金額	積算内訳
1　直接人件費	0	
2　その他経費	0	
小計	0	①　直接人件費　＋　その他経費
3　一般管理費		②　①　×　〇〇%
費用合計	0	③　①　＋　②
消費税	0	④　③　×　10%
委託費用合計	0	⑤　③ + ④
精算対象経費合計	0	⑥　精算が必要な費用
移住検討者へのアンケート謝金		
現地訪問サポーターへの謝金		
総合計	0	⑦　⑤ + ⑥

（別表１）

1	移住検討者	自らの意思で定住を目的として鹿児島県への移住を希望，若しくは検討している者のうち，県外に在住している者をいう。（会社都合による転勤等は除く）
2	支援センター	鹿児島県が県内への移住を促進するために，東京のふるさと回帰支援センター・東京内に設置している「かごしま『よかとこ』暮らし支援センター」をいう。 ※　「かごしま『よかとこ』暮らし支援センター」 東京都千代田区有楽町２－10－１東京交通会館８階 （ふるさと回帰支援センター・東京　本県移住相談窓口）
3	現地訪問	移住予定先の生活環境・空き家・地元企業の見学や訪問，先輩移住者や地域住民との交流など，移住のための情報収集活動として，２泊３日以上県内に滞在することをいう。
4	現地訪問サポーター	県内に在住し，移住検討者の移住前の不安や疑問を解消するための知見や人脈を持っている者であり，仕様書（別紙１）の４(2)のオーダーメイド型現地訪問において，移住検討者が現地訪問の行程を作成するに当たり，助言等を行う。 また，必要に応じて，市町村及び支援センターとの連絡調整・情報共有を行い，移住検討者が現地訪問をする際の現地案内若しくは現地での情報提供を３時間程度行う。

（別表２）

１　オーダーメイド型現地訪問行程案

内容 （２泊 ３日）	（１日目） ・市町村移住担当窓口への相談 （２日目） ・空き家バンク登録物件等巡り，生活拠点等訪問 （３日目） ・地域の事業者等（不動産業者含む）訪問，仕事面接，企業訪問

２　現地訪問ツアー行程案

内容 （２泊 ３日）	（１日目） ・先輩移住者との交流，市町村担当窓口等への相談 （２日目） ・住宅情報セミナー，空き家バンク登録物件等巡り，移住お試し住宅・生活拠点等訪問 （３日目） ・地域の住民・事業者等（不動産業者含む）との交流

３　参加対象者

オーダーメイド型現地訪問及び現地訪問ツアーの参加対象者	鹿児島県への移住を希望，若しくは検討している者のうち，県外に在住しており，県が指定する要件に該当し，氏名・住所・電話番号等で個人が特定できる者。

（別表３）

移住検討者居住地	対象者	金額（円）
北海道地方，東北地方，関東地方，海外 （北海道，青森県，岩手県 秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県，茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，長野県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県）	鹿児島県内にて現地訪問を行う又は行った18歳以上の移住検討者（高校生を除く）	30,000円 （消費税及び所得税等含む）
東海地方，北陸地方 （静岡県，岐阜県，愛知県，三重県，富山県，石川県，福井県）	鹿児島県内にて現地訪問を行う又は行った18歳以上の移住検討者（高校生を除く）	25,000円 （消費税及び所得税等含む）
近畿地方，中国地方，四国地方 （滋賀県，京都府，奈良県，和歌山県，大阪府，兵庫県，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県）	鹿児島県内にて現地訪問を行う又は行った18歳以上の移住検討者（高校生を除く）	20,000円 （消費税及び所得税等含む）
九州地方（※鹿児島県を除く），沖縄地方 （福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，宮崎県，大分県，沖縄県）	鹿児島県内にて現地訪問を行う又は行った18歳以上の移住検討者（高校生を除く）	15,000円 （消費税及び所得税等含む）

※　18歳未満の移住検討者（本事業の対象者の現地訪問に同行した子どもを含む）は，対象外とする。

※　地域区分については，内閣府「地域の経済2016」の地域区分Aより。

（別表４）

1　オーダーメイド型現地訪問

サポーター	業務内容	金額（円）
現地訪問支援	(1)　移住検討者の現地訪問行程企画サポート (2)　市町村及び移住･交流相談員との連絡調整・情報共有 (3)　移住検討者が現地訪問をする際の現地案内若しくは現地での情報提供（３時間程度） (4)　お試し移住サポート事業現地訪問サポーター支援業務報告の作成・提出	30,000 円 (消費税及び所得税等含む)

※　不測の事態や移住検討者の希望等により，(3)を行わなかった場合の，謝金上限金額は 25,000 円(消費税及び所得税等含む)とする。

（様式１）

お試し移住サポート事業　利用者実績報告書

	現地支援 実施日	サポーター 氏名	移住検討者 氏名	訪問先 （現地訪問先を具体的に記載）	内容
記載例	令和８年４月１日(水)	鹿児島　花子	東京　太郎	・鹿児島市役所移住相談室 ・住宅の視察 ・鹿児島県ふるさと人材相談室	鹿児島市移住相談室にて，地域情報や校区に係る相談を行った。また，移住後に入居予定の住宅の視察に同行し，現地情報を提供した。その後，鹿児島県ふるさと人材相談室にて，就職相談を行った。
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					